○被扶養者の申請に必要な添付書類

R6.07

【ご注意】
必要な添付書類がすべて健保にそろってからの認定となります。
提出いただいた書類では認定できかねる場合には、再度別の書類を提出していただくこともあります。
（不明のときは、健康保険組合にお問い合わせください）

		同居の必要なし											同居が条件			
		配偶者			子			実父・母	実祖父・祖母	兄弟・姉妹 孫			義父・母	義祖父・母 義曾祖父・母	甥・姪	伯父叔父・伯母叔母
		妻	夫	内縁関係	16歳未満（中学生まで）	16歳以上（学生）	16歳以上（学生以外）			16歳未満（中学生まで）	16歳以上（学生）	16歳以上（学生以外）				
基本届	被扶養者（異動）届（用紙B－５号）　健保HPからダウンロード	○	●	●	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●
基本届	現況届（用紙B－６号）　健保HPからダウンロード	－	○	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民票（世帯全員および続柄の記載があるもの）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
収入のない者 退職・失業者 雇用保険について	（受給終了のとき）・雇用保険受給資格者証（写）※「支給終了」の印字があるもの	○	○	○	－	－	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○
収入のない者 退職・失業者 雇用保険について	（受給予定者（待期者））・雇用保険受給資格者証（写）	○	○	○	－	－	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○
収入のない者 退職・失業者 雇用保険について	（受給しないとき、受給期間を延長するとき、および在職中に雇用保険に非加入だった場合）・雇用保険（失業給付）受給等に関する誓約書（用紙B-26号）・退職日が確認できる書類（退職証明書、源泉徴収票、離職票、健康保険資格喪失証明書などの写）	○	○	○	－	－	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○
収入のない者 退職・失業者（※1）	健康保険資格喪失証明書（※２）	○	○	○	－	－	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○
収入のない者 学生	学生証の写し（両面）もしくは在学証明書（写し可）（専門学校の場合は週20時間以上の授業がある時間割表などの添付）	○	○	○	－	○	－	－	－	－	○	－	－	－	○	－
収入のない者 その他	非課税証明書　「給与収入」欄に金額の記載がある場合は、最終の源泉徴収票(写)または1ヶ月分の給与明細(写)もあわせて提出	○	○	○	－	－	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○
収入のある者	パート・アルバイトなど　直近3ヶ月分の給与明細（写）（※3）もしくは1ヶ月分の給与明細(写)+雇用契約書（写）（※3）（※4）	○	○	○	－	－	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○
収入のある者	雇用保険の失業給付受給者　雇用保険受給資格者証（写）（※5）	○	○	○	－	－	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○
収入のある者	年金受給者　各年金の（払込）通知書(写)など（公的年金･恩給･企業年金(※)など）※公的年金等の源泉徴収票は不可	○	○	○	－	－	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○
収入のある者	自営業・農業など　確定申告書(写)および収支内訳書(写)（決算書(写)）は必ず提出してください	○	○	○	－	－	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○
別居の者 上記に加えて提出	送金振込みの控（3か月分）（※6）	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○	○				
別居の者 上記に加えて提出	戸籍謄本	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				

備考：(1)●については健保にて現況等の事前調査が終了し、認定が決定した後に提出して下さい。
(2)（※1）の退職・失業者とは概ね１年以内に退職した者をいいます。
(3)（※2）健康保険の資格喪失証明書の提出が退職日より30日以内にあれば30日を限度に遡り、退職日の翌日の日付で認定します。
ただし、遡っての認定は他の必要な添付書類もすべて提出されていることが条件となります。
資格喪失証明書の発行年月日は資格喪失日（退職日の翌日）以降のもので、原本（コピー、電子印不可）を提出して下さい。
(4)（※3）給与明細(写)は１ヶ月108,334円未満（通勤手当等込みで各種控除前の総支給額）のものを提出してください。
(5)（※4）「1ヶ月の給与明細（写）」・・・契約日（あるいは契約変更日）よりまる1ヶ月経過した給与明細。
「雇用契約書（写）」・・・・・契約開始日・1日の労働時間・1ヶ月の労働日数・時給・交通費・賞与等の記載があること。
(6)外国人については、日本人と外国人とで構成される世帯の全員が記載された証明書（住民票など）を提出してください。
(7)各証明書は発行日から３ヶ月以内のものに限ります。
(8)（※5）雇用保険受給資格者証(写)は基本手当日額が3,612円未満のものを提出してください。
(9)（※6）仕送りの証明として金融機関からの送金振込みの控を提出してください。現金手渡しや、数ヶ月分まとめての送金は認められません。
(10)再雇用・事業所間異動の場合は、被扶養者（異動）届（用紙B-5号）の代わりに、用紙B-25号を提出してください。その際、添付書類は不要です。